

体力測定用測定器具の貸出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市文化観光局スポーツ部スポーツ推進課（以下「スポーツ推進課」という。）が有する別表に掲げる体力測定用測定器具（以下「器具」という。）の貸出について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要領は、器具の貸出を行うことで広く体力測定会が開催され、市民等が自身の体力年齢を知り、習慣的な運動・スポーツの実施に繋げることを目的とする。

(対象者)

第3条 この要領により、器具の貸出を受けることができる者は、次に定める者とする。

- (1) 堺市内に拠点を置く団体
- (2) 前号に掲げる者のほかスポーツ推進課長が特に認める者

(使用の申請等)

第4条 器具の貸出申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、体力測定用測定器具貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によりスポーツ推進課長に対し、希望貸出日の1か月前に貸出の申請をしなければならない。

- 2 スポーツ推進課長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、器具の貸出の可否を決定し、体力測定用測定器具貸出許可（不許可）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第5条 器具の貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、スポーツ推進課長が特に認める場合については、この限りでない。

(借用責任者)

第6条 申請者は、第4条第1項に定める申請書において借用責任者を定め、その氏名及び連絡先をスポーツ推進課へ報告するものとする。また、借用責任者を変更したときも同様とする。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、第4条第1項に定める申請書の内容について変更が生じた場合は、体力測定用測定器具貸出申請書変更報告（様式第3号）により、スポーツ推進課長へ報告するものとする。

(器具の受け渡し)

第8条 器具の受け渡しは、スポーツ推進課長が指定する場所で行うものとする。

(使用の制限)

第9条 スポーツ推進課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、器具の使用を了承せず、又は使用の了承を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 本要領の趣旨に反する目的で使用するとき。
- (2) 使用の申請等に虚偽の内容があるとき。
- (3) 他の申請者との重複等により、貸出器具数に不足が生じるとき。
- (4) 営利を目的とした催し等で使用するとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、使用させることが不相当であるとスポーツ推進課長が認めるとき。

(器具の破損等の申出)

第10条 申請者は、器具を破損し、又は滅失したときは、直ちにスポーツ推進課へ申し出て、係員の指示を受けなければならない。

(借用終了の申出)

第11条 申請者は、器具の借用を終えたときは、すみやかに返却するとともに、係員に申し出て、その検査を受けなければならない。

(弁済)

第12条 スポーツ推進課長は、申請者の故意による器具の破損が明らかな場合は、その現物弁済を求めることができるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、器具の貸出について必要な事項は、スポーツ推進課長が定める。

附 則

この要領は、令和4年9月13日から実施する。

別表

体力測定用測定器具

測定項目	貸出可能物品
血 圧	○血圧計
握 力	○握力計
長 座 体 前 屈	○長座体前屈測定器
上 体 起 こ し	○ジョイントマット ○ストップウォッチ
反 復 横 跳 び	○ストップウォッチ ○50m メジャー
20 m シャトルラン	○カラーコーン (大) ○シャトルラン用 CD ○50m メジャー
立 ち 幅 と び	○立ち幅跳び用マット ○50m メジャー
開 眼 片 足 立 ち	○ストップウォッチ
10 m 障 害 物 歩 行	○障害物 ○ストップウォッチ ○50m メジャー
6 分 間 歩 行	○カラーコーン (小) ○ストップウォッチ ○50m メジャー

体力測定用測定器具貸出許可（不許可）通知書

第 号
年 月 日

団体名 _____

氏 名 _____

堺市文化観光局スポーツ部
スポーツ推進課長

年 月 日付けで申請のあった体力測定用測定器具の貸出について、体力測定用測定器具の貸出業務に関する要領第4条の規定により、下記のとおり許可（不許可）したので通知します。

記

1. 貸出許可（不許可）内容

借 用 目 的	
使 用 日	年 月 日 () 時～ 時
貸 出 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間)

貸 出 器 具	個 数
<input type="checkbox"/> 血圧計	
<input type="checkbox"/> 握力計	
<input type="checkbox"/> 長座体前屈測定器	
<input type="checkbox"/> ジョイントマット	
<input type="checkbox"/> ストップウォッチ	
<input type="checkbox"/> ストップウォッチ	
<input type="checkbox"/> カラーコーン (大)	
<input type="checkbox"/> シャトルラン用 CD	
<input type="checkbox"/> 立ち幅跳び用マット	
<input type="checkbox"/> 50m メジャー	
<input type="checkbox"/> ストップウォッチ	
<input type="checkbox"/> 障害物	
<input type="checkbox"/> ストップウォッチ	
<input type="checkbox"/> カラーコーン (小)	
<input type="checkbox"/> ストップウォッチ	
<input type="checkbox"/> 50m メジャー 【準備時必要分】	

2. 貸出上の注意（不許可の場合はその理由）

- (1) 器具の取扱いには注意し、破損等のないようにすること。
- (2) 貸出中に、器具を破損・紛失した場合は、申請者が賠償すること。
- (3) 器具の不適切な使用により損害が生じた際は、申請者において対応すること。

